

## 同等品を選定する場合の手続等について

仕様書等に「同等品を認める旨の記載」がある物品については、仕様書に記載した規格及び参考品として示したメーカー・型番の品目のほかに、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により同等品の確認を行ってください。

なお、仕様書に参考品が示されていない場合は、必ず同等品確認が必要となります。

### 1 同等品の定義

同等品とは、仕様書に記載した規格（大きさ、材質、色等）、品質等が同等以上であることを認められたものとなります。

### 2 同等品確認の方法

同等品により入札に参加を希望する方は、公告に示す期間内に「同等品確認票」及び同等品候補の掲載されたカタログ、価格表等の資料を電子メールにより提出してください。

資料は仕様分かるようにメーカー等をしたものをPDFファイルにして提出してください。

カタログ表示品を一部加工等するときは、「同等品候補（メーカー・型番・規格等）」欄に明記するとともに図面等を提出してください。

### 3 同等品可否決定の通知

同等品確認票の「確認」欄に、認定の場合は「○」を、不認定の場合は「×」を記入して、公告で示す期日までに電子入札システム（情報公開システム）で掲示しますので、「同等品確認票」を提出した方は必ず可否の確認を行ってください。

### 4 その他

同等品の認定を受けていない物品で、価格を見積もった入札書を提出することはできません。

開札後に同等品の認定を受けていない物品で応札し落札したことが判明した場合は、参考品又は既に同等品として認定された物品を納入していただきます。

なお、仕様を満たす物品の納入ができない場合は、入札参加停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。